

保育士修学資金 免除対象施設一覧

別表 1

区域	法令・通知等	施設種別
全国		国立高度専門医療研究センターまたは、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第 27 条の第 2 項の委託を受けた施設
		肢体不自由施設「整肢療護園」
		重度心身障害児施設「むらさき愛育園」
滋賀県内の施設	第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定	児童発達支援（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
	第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
	第 7 条に規定	助産施設
		乳児院
		母子生活支援施設
		保育所
		幼保連携型認定こども園
		児童厚生施設
		児童養護施設
		障害児入所施設
		児童発達支援センター
		情緒障害児短期治療施設
	児童自立支援施設	
	児童家庭支援センター	
	第 12 条の 4 に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第 18 条の 6 に規定	指定保育士養成施設
	児童福祉法 第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項に規定する業務または第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、法 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可または認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア) 第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設		
ウ) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設		
エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設		
オ) 国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設		
家庭的保育事業		
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
病児保育事業		
放課後児童健全育成事業		
一時預かり事業		
学校教育法	第 1 条に規定	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項に規定	認定こども園
子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設	第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
	第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に規定	企業主導型保育事業